

津山市介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)にかかるQ&A

【訪問型サービスについて】

番号	質問	回答	回答日
1	生活支援サポーター訪問サービス(住民参加型訪問サービス)の1回あたりの報酬単価の設定理由を教えてください。	介護予防訪問サービス(現行型訪問サービス)の月額報酬金額を、週1回の単価で割り戻した金額で設定をしています。(現在は、各法人において無料から500円まで独自の単価設定で実施していますが、総合事業開始に向けて統一するものです。)	H29.2.24

津山市介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)にかかるQ&A

【通所型サービスについて】

番号	質問	回答	回答日
1	市独自の短期集中型(改善型)サービスのサービス内容に記載されている「1回3時間以内」というのは、例えばサービス時間が『2時間50分』でも『10分』でも3時間以内であれば同じ単価でのサービスになるという認識でよろしいでしょうか？	短期集中型(改善型)サービスは、市が設定するプログラムによる機能訓練だけでも1時間30分程度必要となります。よって、10分で終了ということはありませんが、時間の長短に関係なく同一単価となります。	H28.12.21
2	現行(予防給付)相当のサービス設備欄に『食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)』とありますが、現在〇〇事業所では3時間10分の機能訓練を行っており、「食事・お風呂」のサービスは行っておりません。したがって介護予防通所サービスには適合しないのでしょうか？	現行の介護予防通所介護同様に「入浴」「食事」の支援を必須としているサービスではありません。その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行っており、その他の基準も満たしている場合には適合します。	H28.12.21
3	通所介護、介護予防通所サービス(現行型通所サービス)及びふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)を一体的に実施することは可能か？	通所介護の提供に支障がない範囲で可能です。(岡山県長寿社会課回答)	H29.2.24

津山市介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)にかかるQ&A

【通所型サービスについて】

番号	質問	回答	回答日
4	<p>介護予防通所サービス(現行型通所サービス)・ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)・元気いきいき通所サービス(短期集中型通所サービス)について、それぞれ事業所におけるスペース確保の要・不要について教えていただきたい。</p>	<p>通所介護と介護予防通所サービス(現行型通所サービス)を一体的に行う場合については、現行と同様に「利用定員×3㎡以上」が必要です。</p> <p>これに加え、ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)を一体的に行う場合については、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、「事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要」があります。(参考:国Q&A 27.8.19版第6の問14)</p> <p>「事業所全体の利用定員」とは上記の場合、通所介護と介護予防通所サービス(現行型通所サービス)の利用定員に、ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)の利用定員を加えた人数となります。ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)の利用定員については、指定申請時に事業所毎に決めていただくことになります。</p> <p>さらに、これに加えて元気いきいき通所サービス(短期集中型通所サービス)についても実施する場合は、「事業所全体の利用定員」に元気いきいき通所サービス(短期集中型通所サービス)の利用定員も加えて計算する必要があります。</p> <p>具体的には次のとおりです。</p> <p>通所介護及び介護予防通所サービス(現行型通所サービス):利用定員20人 ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス):利用定員20人 元気いきいき通所サービス(短期集中型通所サービス):利用定員10人</p> <p>事業所全体の利用定員 50人 × 3㎡ = 150㎡</p>	H29.2.24

津山市介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)にかかるQ&A

【通所型サービスについて】

番号	質問	回答	回答日
5	現在、短時間型のリハビリを午前・午後と二回転で要介護者と要支援者が混在してサービスを提供しています。総合事業に移行した場合、今まで通りの混在でのサービス提供が行えますか？ 行えた場合は、人員基準はどのようになりますか？	介護予防通所サービス(現行型通所サービス)としてサービス提供される場合は、基準上の考え方に変わりありません。 ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)や元氣いきいき通所サービス(短期集中型通所サービス)としてのサービス提供の場合には、基準等が変わってきますので、注意が必要です。	H29.2.24
6	通所介護、介護予防通所サービス(現行型通所サービス)及びふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)を一体的に実施した場合の利用定員の考え方は？	通所介護及び介護予防通所サービス(現行型通所サービス)については、現在と変わりありません。 これに加え、ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)を実施する場合には、別に利用定員を定める必要があります。 必要な機能訓練室等の面積については、番号4の回答を参照してください。	H29.2.24
7	通所介護、介護予防通所サービス(現行型通所サービス)及びふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)を一体的に実施した場合の介護職員配置の考え方は？	通所介護及び介護予防通所サービス(現行型通所サービス)については、現在と変わりありません。 これに加え、ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)を実施する場合には、別に専従1に必要数を加えた数の介護職員を配置する必要があります。	H29.2.24
8	ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)の人員基準ですが、管理者は、現在の管理者とふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)の管理者の兼務は可能か？	通所介護及び介護予防通所介護、介護予防通所サービス(現行型通所サービス)とふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)を 一体的に 提供する場合、管理業務に支障がないときはそれぞれの管理者を兼ねることができます。 この場合、いずれかの事業の管理者以外の職務に従事することは、管理業務に支障があると考えられるため不可とします。 管理業務に支障がないときは、それぞれの管理者を兼務した上で、いずれのサービスの直接処遇職員との兼務も可能とします。 例えば、既存事業所の管理者が介護職員等の直接処遇職員を兼務している場合でも、ふれあい交流通所サービス(基準緩和型サービス)の管理者を兼ねることは可能です。(岡山県長寿社会課確認済)	H29.2.24 H29.3.2修正

津山市介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)にかかるQ&A

【通所型サービスについて】

番号	質問	回答	回答日
9	ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)の人員基準ですが、生活相談員・看護師配置は不要か？	必須ではありません。	H29.2.24
10	ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)の人員基準ですが、介護職員は専従1に必要数とあるが5人ごとに1人必要か？	介護職員の人員配置については、各事業所において定める利用定員や利用者の状況、各事業所の設備及び実際のサービス内容等を勘案し、安全かつ適切にサービスの提供が行えるよう、事業者の判断により必要数を配置してください。 なお、「専従1に必要数を加えた数」としていることから、仮に利用定員が1人であったとしても、専従1の介護職員は必要となります。	H29.2.24
11	ふれあい交流通所サービス(基準緩和型通所サービス)の人員配置基準のうち、介護職員について「専従1に必要数を加えた数」の必要数について、具体的に教えてほしい。	介護職員の人員配置については、各事業所において定める利用定員や利用者の状況、各事業所の設備及び実際のサービス内容等を勘案し、安全かつ適切にサービスの提供が行えるよう、事業者の判断により必要数を配置してください。 なお、「専従1に必要数を加えた数」としていることから、仮に利用定員が1人であったとしても、専従1の介護職員は必要となります。	H29.2.24
12	元気いきいき通所サービス(短期集中型通所サービス)について1回3時間以内となっているが、入浴や食事の提供はしなくてもいいのでしょうか？	元気いきいき通所サービス(短期集中型通所サービス)は事業者へ委託して実施します。 入浴や食事の提供については、事業者へ委託する事業内容としておりません。ただし、事業者が独自にサービス提供時間外で入浴や食事の提供をすることは可能です。 詳細は、元気いきいき通所サービス事業委託事業者募集要項及び委託仕様書をご確認ください。 募集要項及び委託仕様書は3月中旬以降公表予定です。	H29.2.24

津山市介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)にかかるQ&A

【通所型サービスについて】

番号	質問	回答	回答日
13	元気いきいき通所サービス(短期集中型通所サービス)の機能訓練指導員に必要な講習について、機能訓練指導員2名の受講を考えているがよろしいでしょうか。1事業者の受講者の受け入れ人数は考えておられますか。	機能訓練指導員に必要な講習の受講人数は、サービス提供を行う事業所ごとに3名まで受講可能の予定としております。詳細は、元気いきいき通所サービス事業委託事業者募集要項及び委託仕様書をご確認ください。募集要項及び委託仕様書は3月中旬以降公表予定です。	H29.2.24
14	基準緩和型通所サービスの個別サービス計画書の作成担当者はどの職種でしょうか。	介護予防通所介護と同様に管理者となります。なお、「基本取扱方針」、「具体的取扱方針」についても、現行相当サービスと同様となっています。	H29.7.3
15	基準緩和型通所サービスの個別サービス計画書の所定の様式はありますか。施設ごと独自のものでもいいのでしょうか。	所定の様式はありません。介護予防通所介護で使用しているものを活用することを想定しています。	H29.7.3